各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)

布製マスクの一住所当たり2枚の配布について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)において、 布製マスクについては、一住所当たり2枚配布(以下「全戸配布」という。) すること となっております。

これを踏まえ、下記のとおり布製マスクを配布する予定ですので、各都道府県におかれましては御了知いただくとともに、管内市町村への周知、ホームページへの掲載等、地域の実情に応じた周知をしていただけますよう、お願いいたします。

記

1 布製マスクの全戸配布の概要

(1) 布製マスクの全戸配布について

日本郵便の全住所配布のシステムを活用し、布製マスクを一住所当たり2枚ずつ配布するものです。

布製マスクの全戸配布については、

- ① せきやくしゃみなどの飛散を防ぐ効果があることや、手指を口や鼻に触れるのを防ぐことから、感染拡大を防止する効果
- ② マスクの着用により、喉・鼻などの呼吸器を湿潤させることで風邪等に罹患しにくくなる効果
- ③ 洗濯することで繰り返し利用することができるため、店頭でマスクが手に入らないことに対する国民の皆様の不安の解消や、増加しているマスク需要の抑制により、医療機関や高齢者施設などマスクの着用が不可欠な方々にしっかり必要な量を届けるという効果

があると期待されています。

(2) 配布内容

布製マスク (ガーゼマスク) 2 枚 (個包装) お知らせ文 1 枚 (A4 サイズを半分に折った A5 サイズ) 【別紙】 ※上記セットを透明の袋で包み配布します。

(3)配布対象・配布時期

メーカー等から布製マスクを確保次第、日本郵便の全住所配布のシステムを活用して、配布することとしており、4月12日(日)の週の後半以降、感染者数が多い都道府県から順次、配送を開始する予定です。

今後、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関するホームページ上で、都 道府県別の配送状況や配送スケジュールが分かる情報を発信していく予定です。

(4) 未配達分への対応

日本郵便の配達箇所に登録されていないこと等により、布製マスクが配達されない場合には、お申込みにより未配達分を配達する仕組みを検討しています。

具体的には、厚生労働省ホームページからアクセスできる専用ページで未配達 分の配布のお申込みを受け付け、速やかに配送する予定です。

未配達分の配送申込みは、5月中旬以降、お住まいの都道府県の全域が配達を 完了した都道府県から順次、始めます。

お住まいの都道府県の全域が配達を完了しているかどうかについては、(3) で記載した厚生労働省のホームページからアクセスできる専用ページで確認で きるようにする予定です。

なお、インターネットを使えないなど専用ページでの申込みが困難な方等は、 3に記載の電話相談窓口でも申込みを受け付けます。

(5) 2世帯同居などへの追加配布

まずは全住所2枚の配布を優先して取り組むこととしており、全住所への配布が5月下旬までかかる見込みです。

また、布製マスクの全住所への配布とは別に、介護施設等の職員や利用者には 3月以降、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒や教職員には 4月以降、順次、布製マスクを配布しており、これらのマスクも御活用願います。

その上でなおマスクが不足する2世帯同居の方などのため、5月中旬頃以降に 追加配布の申込みを始めることも検討しています。詳細については、追ってお知 らせします。

2 布マスクの全戸配布に関する Q&A

布マスクの全戸配布に関する Q&A につきましては、①QR コードまたは②厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関するホームページからアクセスできるページに掲載していますので、お知らせいたします。

○「布マスクの全戸配布に関する Q&A」(厚生労働省のホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/cloth_mask_qa_.html

3 電話相談窓口の設置について

(1)相談内容

自治体、住民の皆様からの布製マスクの全戸配布に関する問い合わせについては、まずは2に記載の「布マスクの全戸配布に関するQ&A」をご参照頂き、 当該Q&Aでも回答が得られない場合には以下の相談窓口まで御相談下さい。

(2) 問い合わせ先

布製マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 0120-551-299

(3)設置日·相談受付時間

設置日 令和2年4月8日(水)

相談受付時間 午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

3っのできしょう!

●換気の悪い密閉空間

29数が集まる **密集場所**







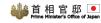


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。 日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が クラスター(集団)発生の リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には 消毒などを行ってください。





厚労省 コロナ 検索



【一般的なお問い合わせなどはこちら】

ご自身の症状に不安がある場合など、 一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル) 受付時間 9時~ 21時(土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ 電話でのご相談が難しい方

FAX 03-3595-2756



新型コロナウイルス感染症に関して厚生労働省を装った<mark>詐欺や、</mark> 新型コロナウイルスを題材とした攻撃メールにご注意ください。

みなさまへ



現下の情勢を踏まえ、全都道府県に新型コロナウイルス に関する緊急事態宣言が出されました。

感染が拡大する可能性があることから、みなさまには、 不要不急の外出を避けるようお願いします。

人と人との接触を7割から8割削減することで、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができます。どうしても外出する必要がある場合には、既に自分は感染者かもしれないという意識をもっていただき、症状がない人でもマスクを着用するとともに、「3つの密(密閉、密集、密接)」を避ける行動の徹底をお願いします。

この度、感染拡大防止を図るため、一住所あたり2枚の布マスクを配布いたします。十分な量でないことは承知しておりますが、使い捨てではなく、洗剤を使って洗うことで、何度も再利用可能ですので、ご活用ください。



【差出人】 厚生労働省医政局経済課 (マスク等物資対策班)

【問合わせ先】

布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口 0120-551-299(9~18時:±日・祝日も実施)

よくある質問と回答はこちら

小中高生へは学校を通じて布マスクをお配りします。 2世帯同居の方などはこちら(受付開始は、5月中旬を予定)



このマスクは洗っていただくことで 再利用できます

布マスクの利用・洗濯方法

(今回、配布する布マスクのメーカー等からの情報をまとめたもの)

布マスクの洗い方

- 1 衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、 軽く押し洗いしてください。
- 2 十分なすすぎをしてください。
- 3 乾燥機は使わず、 陰干しで自然乾燥してください。



洗濯回数

- 洗濯により縮みますが、複数回の再利用については 品質上問題ないことを確認しております。
- 2 一日一回の洗濯の頻度を推奨しており、 汚れがつきましたら、その都度洗濯してください。

漂白剤、柔軟剤の使用について

1 汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、 においがなくなるまで十分なすすぎをしてください。



漂白剤を使用する場合は、 炊事用のゴム手袋などをご利用ください。



2 柔軟剤の使用は避けてください。

洗濯表示記号



40℃限度 手洗い





▶ 上手な洗い方を動画でご紹介しています

https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o&feature=youtu.be

○ 布マスクをご利用のみなさまへ





新型コロナウイルスを防ぐには?

日常生活で気をつけること



まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんなどで手を洗いましょう。



持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所 を避けるなど、より一層注意してください。



発熱等の風邪の症状が見られるときは、会社や学校を休んで ください。



発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録 してください。



帰国者接触者外来を受診される場合は事前の連絡をするようお願いいたします。

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを 耳にかける



3 隙間がないよう 鼻まで覆う

外出する際には、飛沫を飛ばさないように マスクをつけるなどの行動をお願いいたします。

🔜 詳しくは厚生労働省の HP をご覧下さい

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf

Q 一般的な感染症対策について



